

東京農工大学放射線研究室運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 室は、放射性同位元素等 <u>による放射線障害の防止</u> に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「<u>障害防止法</u>」という。)</p> <p>第3条の規定に基づき、使用の許可を受けた本学の農学部事業所及び工学部事業所(以下「各事業所」という。)について、本学の教育研究施設としての役割を果たし、もって放射性同位元素等を使用して行う教育研究を支援することを目的とする。</p> <p>(室長等の職務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主任者は、国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則(以下「予防細則」という。)及び <u>障害防止法</u> 第21条第1項の規定に基づき、各室において定める放射線障害予防規程により放射性同位元素等を管理し、その取扱いについて監督し、放射線障害の予防に当たるものとする。</p> <p>4 主任者代理は、主任者を補佐し、主任者が疾病その他の事故により、その職務を行うことができない場合に、主任者の職務を代理する。</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 室は、放射性同位元素等 <u>の規制</u> に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「<u>RI規制法</u>」という。)第3条の規定に基づき、使用の許可を受けた本学の農学部事業所及び工学部事業所(以下「各事業所」という。)について、本学の教育研究施設としての役割を果たし、もって放射性同位元素等を使用して行う教育研究を支援することを目的とする。</p> <p>(室長等の職務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主任者は、国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則(以下「予防細則」という。)及び <u>RI規制法</u> 第21条第1項の規定に基づき、各室において定める放射線障害予防規程により放射性同位元素等を管理し、その取扱いについて監督し、放射線障害の予防に当たるものとする。</p> <p>4 主任者代理は、主任者を補佐し、主任者が <u>旅行、</u> 疾病その他の事故 <u>等</u> により、その職務を行うことができない場合に、主任者の職務を代理する。</p>	<p>法令名変更のため</p> <p>法令名変更のため</p> <p>主任者代理の職務を明確にするため</p>

附 則(令和4年4月1日放規則第1号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。